

[illegible]

◎岡山県告示第九十九号

生活保護法（昭和二十五年法律第四百四十四号）第四十九条（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項においてその例による場合を含む。）の規定により、医療扶助又は医療支援給付のための医療を担当させる機関を次のとおり指定した。

平成三十年三月六日

岡山県知事 伊原木 隆 太

病院、診療所又は薬局

名 称	所 在 地	指定年月日
たなか耳鼻咽喉クリニック	総社市中央三丁目10-105	H30.1.1

◎岡山県告示第百号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第五十条の二（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項においてその例による場合を含む。）の規定により、指定医療機関から次のとおり事業の廃止の届出があつた。

平成三十年三月六日

病院、診療所又は薬局

岡山県知事 伊原木 隆 太

名 称	所 在 地	廃止年月日
江川医院	美作市林野345	H29.12.31
たなか耳鼻咽喉クリニック	総社市中央三丁目11番102	H29.12.31

◎岡山県告示第百一号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第五十一条第一項（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項においてその例による場合を含む。）の規定により、指定医療機関が次のとおり指定を辞退した。

平成三十年三月六日

病院、診療所又は薬局

岡山県知事 伊原木 隆 太

名 称	所 在 地	辞退年月日
八浜駅前歯科医院	玉野市八浜町大崎482	H30.2.1

◎岡山県告示第百二号

生活保護法（昭和二十五年法律第四百四十四号）第五十四条の二第四項において準用する同法第五十一条第一項（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項においてその例による場合を含む。）の規定により、指定介護機関が次のとおり指定を辞退した。

平成三十年三月六日

岡山県知事 伊原木 隆 太

事業者

種 類	名 称	主たる事務所の所在地	事業所の名称	事業所の所在地	辞退年月日
居宅介護事業者	中西 勝一	玉野市八浜町大崎478-7	八浜駅前歯科医院	玉野市八浜町大崎482	H30.2.1
介護予防事業者	中西 勝一	玉野市八浜町大崎478-7	八浜駅前歯科医院	玉野市八浜町大崎482	H30.2.1

平成30年3月6日 岡山県公報 第11970号

◎岡山県告示第百三号

介護保険法（平成九年法律第百二十三号）第九十四条第一項の規定により、次の介護老人保健施設の開設を許可した。

平成三十年三月六日

岡山県知事 伊原木 隆 太

一 施設の名称及び所在地

1 名称

介護老人保健施設 リハヴィラ ポルソ矢掛

2 開設場所

岡山県小田郡矢掛町横谷一四九七番地

二 申請者の名称及び主たる事務所の所在地

1 名称

医療法人社団新風会

2 所在地

岡山県倉敷市玉島阿賀崎二丁目一番一号

三 許可年月日

平成三十年三月一日

四 介護保険事業所番号

三三五二八八〇〇一一

五 サービスの種類

介護老人保健施設

平成30年3月6日 岡山県公報 第11970号

◎岡山県告示第四百号

介護保険法（平成九年法律第二百二十三号）第四十一条第一項本文及び第五十三条第一項本文の規定により、次のとおり指定居宅サービス事業者及び指定介護予防サービス事業者を指定した。

平成三十年三月六日

岡山県知事 伊原 木 隆 太

一 事業所の名称及び所在地

1 名称

介護老人保健施設 リハヴィラ ポルソ矢掛

2 所在地

岡山県小田郡矢掛町横谷一四九七番地

二 事業者の名称及び主たる事務所の所在地

1 名称

医療法人社団新風会

2 所在地

岡山県倉敷市玉島阿賀崎二丁目一番一号

三 指定年月日

平成三十年三月一日

四 介護保険事業所番号

三三五二八八〇〇一一

五 サービスの種類

通所リハビリテーション

短期入所療養介護

介護予防通所リハビリテーション

介護予防短期入所療養介護

一 事業所の名称及び所在地

1 名称

ポルソ矢掛訪問リハビリテーション

2 所在地

平成30年3月6日 岡山県公報 第11970号

岡山県小田郡矢掛町横谷一四九七番地
二 事業者の名称及び主たる事務所の所在地

1 名称

医療法人社団新風会

2 所在地

岡山県倉敷市玉島阿賀崎二丁目一番一号

三 指定年月日

平成三十年三月一日

四 介護保険事業所番号

三三五二八八〇〇一一

五 サービスの種類

訪問リハビリテーション

介護予防訪問リハビリテーション

平成30年3月6日 岡山県公報 第11970号

◎岡山県告示第百五号

介護保険法（平成九年法律第二百二十三号）第七十五条第二項及び第百十五条の五第二項の規定により、次のとおり指定居宅サービスの事業及び指定介護予防サービスの事業を廃止する旨の届出があった。

平成三十年三月六日

岡山県知事 伊原 木 隆 太

一 事業所の名称及び所在地

1 名称

医療法人清梁会高梁中央訪問看護ステーション

2 所在地

岡山県高梁市頼久寺町八一六

二 事業者の名称及び主たる事務所の所在地

1 名称

医療法人清梁会

2 所在地

岡山県高梁市南町五三

三 廃止年月日

平成三十年三月三十一日

四 介護保険事業所番号

三三六〇九九〇〇一七

五 サービスの種類

訪問看護

介護予防訪問看護

平成30年3月6日 岡山県公報 第11970号

◎岡山県告示第百六号

介護保険法（平成九年法律第百二十三号）第八十二条第二項の規定により、次のとおり指定居宅介護支援の事業を廃止する旨の届出があった。

平成三十年三月六日

岡山県知事 伊原木 隆 太

一 事業所の名称及び所在地

1 名称

ケアプランアッコラ

2 所在地

岡山県備前市三石九四三番地二

二 事業者の名称及び主たる事務所の所在地

1 名称

合同会社アッコラ

2 所在地

岡山県備前市三石九四三番地二

三 廃止年月日

平成三十年三月三十一日

四 介護保険事業所番号

三三七一一〇〇六四九

五 サービスの種類

居宅介護支援

平成30年3月6日 岡山県公報 第11970号

◎岡山県告示第百七号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。

その関係図面は、岡山県土木部道路整備課において告示の日から二十日間一般の縦覧に供する。

平成三十年三月六日

岡山県知事 伊原木 隆 太

- 一 道路の種類 県道
- 二 路線名 岡山吉井線
- 三 道路の区域

区	域	新旧別	幅員	延長
赤磐市東窪田字中溝上四五七番一地先から	赤磐市東窪田字中溝上四五七番一地先から	新	七・九〇・一	二二・八
赤磐市東窪田字中溝上四五八番三地先まで	赤磐市東窪田字中溝上四五八番三地先まで	旧	七・三	二二・八

区	域	新旧	幅員	延長
一 道路の種類 県道				
二 路線名 上高末総社線				
三 道路の区域				

平成30年3月6日 岡山県公報 第11970号

で 総社市久代字切戸ニヨ三五二八番一地先ま	で 総社市久代字切戸ニヨ三五二八番一地先から	
旧	新	別
九・九ゝ 二五・〇	一六・〇ゝ 二八・〇	(メートル)
九四・五	九四・五	(メートル)

平成30年3月6日 岡山県公報 第11970号

◎岡山県告示第百八号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定により、道路の供用を次のとおり開始する。

その関係図面は、岡山県土木部道路整備課において告示の日から二十日間一般の縦覧に供する。

平成三十年三月六日

岡山県知事 伊原木 隆 太

県道		道路の 種類
岡山吉井線	上高末総社線	路線名
赤磐市東窪田字中溝上四五七番一地先から 赤磐市東窪田字中溝上四五八番三地先まで	総社市久代字切戸二六四五番一地先から 総社市久代字川ニコ三五二八番一地先まで	区間
平成三十年 三月六日		供用開始 年月日

〔九一〕土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第十八条第十六項の規定により、土地改良区役員の退任の届出があつた。

平成三十年三月六日

岡山県知事 伊原 木 隆 太

一 土地改良区の名称

児島湾七区土地改良区

二 退任役員

退任役員

住 所

氏 名

後藤 弘

岡山市南区西七区四八六

理事監

事の別

理事

〔九二〕土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第百十三条の三第一項の規定により、次のとおり土地改良事業の施行に伴う工事が完了した旨の届出があつた。

平成三十年三月六日

事業主体	地区名	岡山県知事	
		伊原木	隆太
児島湾土地改良区	北七区支線73号	工種	
		かんがい排水	完了年月日
		平成三〇・一・二二	

平成30年3月6日 岡山県公報 第11970号

〔九三〕土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第八十八条第一項の規定により
県営土地改良事業（中山間地域総合整備 建部地区 農道整備 下神目下）計画を変更
したので、関係書類を次のとおり縦覧に供する。

この公告に係る決定に対して不服がある者は、縦覧の期間満了の日の翌日から起算し
て十五日以内に知事に対して審査請求をすることができる。

平成三十年三月六日

岡山県知事 伊原木 隆 太

一 縦覧に供する書類

県営土地改良事業（中山間地域総合整備 建部地区 農道整備 下神目下）変更計
画書

二 縦覧の期間

平成三十年三月六日から同月二十七日まで

三 縦覧の場所

岡山市北区役所

◎岡山県人事委員会規則第一号

岡山県職員給与支給規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成三十年三月六日

岡山県人事委員会委員長 森 義 郎

岡山県職員給与支給規則の一部を改正する規則

岡山県職員給与支給規則（昭和二十六年岡山県人事委員会規則第十一号）の一部を次のように改正する。

第七条の二の前の見出しを削り、同条中「第九条第二項第五号」を「第九条第二項第六号」に改め、同条を第七条の四とし、第七条の次に次の見出し及び二条を加える。

（扶養手当の支給）

第七条の二 給与条例第九条第一項ただし書の人事委員会規則で定める職員は、医療職給料表（一）の適用を受ける職員でその等級が四級であるものとする。

第七条の三 給与条例第九条第三項の人事委員会規則で定める職員は、次に掲げる職員とする。

- 一 公安職給料表の適用を受ける職員でその等級が九級であるもの
- 二 研究職給料表の適用を受ける職員でその等級が五級であるもののうち管理職手当に関する規則（昭和二十九年岡山県人事委員会規則第五号）別表第一に掲げる区分が三種又は四種であるもの

第九条第一項中「又は配偶者のない旨」を削る。

様式第一号中

勤務公署名

を

勤務公署名

に、

添付書類

を

給料表

等級

に、

岡山県職員給与条例（昭和26年岡山県条例第18号）第10条第1項の規定に基づき届け出ます。

を

岡山県職員給与条例（昭和26年岡山県条例第18号）第10条第1項の規定により届け出ます。

添付書類

同居別居の別	9条2項5号の当否

同居別居の別	第9条第2項第6号の当否

①扶養一人目		②扶養二人目以降		①②中加算対象者	
人数	金額	人数	金額	人数	金額

子		子のうち加算対象者		父 母 等	
人数	金額	人数	金額	人数	金額

に改める。

附 則

（施行期日）

1 この規則は、平成三十年四月一日から施行する。

（扶養手当に関する特例に係る読替え）

2 平成三十年四月一日から平成三十一年三月三十一日までの間は、第八条中「給与条例第十条第一項」とあるのは「岡山県職員給与条例等の一部を改正する条例（平成二十九年岡山県条例第五十五号）附則第六項の規定により読み替えられた給与条例第十条第一項」と、第九条第一項中「備えているかどうか」とあるのは「備えているかどうか又は配偶者のない旨」とする。

3 平成三十一年四月一日から平成三十二年三月三十一日までの間は、第八条中「給与条例第十条第一項」とあるのは「岡山県職員給与条例等の一部を改正する条例（平成二十九年岡山県条例第五十五号）附則第七項の規定により読み替えられた給与条例第十条第一項」と、第九条第一項中「備えているかどうか」とあるのは「備えているかどうか又は配偶者のない旨」とする。

4 平成三十二年四月一日から平成三十三年三月三十一日までの間は、第八条中「給与条例第十条第一項」とあるのは、「岡山県職員給与条例等の一部を改正する条例（平成二十九年岡山県条例第五十五号）附則第八項の規定により読み替えられた給与条例第十条第一項」とする。

（経過措置）

5 この規則による改正前の岡山県職員給与支給規則に定める様式による用紙は、当分の間、所要の調整をして使用することができる。

◎岡山県人事委員会規則第二号

給料の調整額に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成三十年三月六日

岡山県人事委員会委員長 森 義 郎

給料の調整額に関する規則の一部を改正する規則

給料の調整額に関する規則（昭和三十二年岡山県人事委員会規則第十三号）の一部を次のように改正する。

別表第一中小学校中学校の項の次に次のように加える。

高等学校	学校教育法施行規則第四百十条の規定による特別の指導に直接従事することを本務とする職員	一
------	--	---

附 則

この規則は、平成三十年四月一日から施行する。

◎岡山県人事委員会規則第三号

岡山県費負担教職員の給与に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成三十年三月六日

岡山県人事委員会委員長 森 義 郎

岡山県費負担教職員の給与に関する規則の一部を改正する規則

岡山県費負担教職員の給与に関する規則（昭和三十一年岡山県人事委員会規則第八号）の一部を次のように改正する。

別表第一の準へき地校の項中

真庭市立砦部小学校	真庭市下砦部	を
〃 湯原小学校	〃 久見	
真庭市立湯原小学校	真庭市久見	に改め

る。
別表第二中

井原市学校給食美星調理場	〃 〃 西水砂
真庭市立中津井小学校	真庭市下中津井
井原市学校給食美星調理場	〃 〃 西水砂

に改める。

附 則

この規則は、平成三十年四月一日から施行する。

◎岡山県人事委員会規則第四号

期末手当及び勤勉手当に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成三十年三月六日

岡山県人事委員会委員長 森 義 郎

期末手当及び勤勉手当に関する規則の一部を改正する規則

期末手当及び勤勉手当に関する規則（昭和三十八年岡山県人事委員会規則第二十三号）の一部を次のように改正する。

第二条第四号中「第二条の規定により」を「第二条各号のいずれかに掲げる事由に該当して」に改める。

第三条第三号カ中「第八条第三項」を「第八条第一項第五号」に改める。

第十三条第一項第一号中「百分の百十五以上百分の百九十」を「百分の百十以上百分の百八十」に、「百分の百四十一以上百分の二百三十」を「百分の百三十六以上百分の二百二十」に改め、同項第二号中「百分の百三・五以上百分の百十五」を「百分の九十八・五以上百分の百十」に、「百分の百二十六・五以上百分の百四十一」を「百分の百二十一・五以上百分の百三十六」に改め、同項第三号及び第四号中「百分の九十二」を「百分の八十七」に、「百分の百十二」を「百分の百七」に改める。

第十三条の二第二項各号中「百分の四十五」を「百分の四十二・五」に、「百分の五十五」を「百分の五十二・五」に改める。

附 則

この規則は、平成三十年四月一日から施行する。

◎岡山県教育委員会告示第二号

岡山県文化財保護条例（昭和五十年岡山県条例第六十四号）第四条第一項、第二十四条第一項及び第三十一条第一項の規定により、次のとおり岡山県指定重要文化財、岡山県指定重要有形民俗文化財、岡山県指定重要無形民俗文化財及び岡山県指定天然記念物の指定をする。

平成三十年三月六日

岡山県教育委員会

- | | | |
|---|--------|------------------------|
| 一 | 指定番号 | 有第三六九号 |
| 二 | 種別 | 重要文化財 建造物 |
| 三 | 名称及び員数 | 安住院本堂 一棟
附慶長六年棟札 一枚 |
| 四 | 所在地 | 岡山市中区国富三丁目一番二九号 |
| 五 | 所有者 | 宗教法人安住院 |
| 六 | 建築年代 | 慶長六（一六〇一）年 |
| 七 | 指定理由 | |

安住院は、瓶井山禅光寺安住院と称し、岡山市中区国富に所在する真言宗の寺院である。江戸中期には、本坊安住院をはじめとして多数の子院があったが、現在では安住院と普門院が残るのみである。寺伝では、天平勝宝元（七四九）年の開基とされ、文明十（一四七八）年にほとんどの建物が焼失したが、その直後から復興が進められている。本堂は、慶長六（一六〇一）年に現在の場所から南方約一〇〇メートルの位置に再建され、寛政十二（一八〇〇）年に現在の場所に移築された。

構造形式は、桁行五間、梁間六間の規模で、入母屋造、本瓦葺とし、正面に一間の向拝が付く。桁行一三・一メートル、梁間一四・一メートル、向拝柱間三・三メートルを測り、平面積一九六・八平方メートル、軒面積三四四・三平方メートルである。内部は、前方奥行二間を外陣、後方を内陣として左右に間口一間の脇の間を持つ。外陣の天井は鏡天井で前方及び左右は化粧屋根裏とし、内陣の天井も鏡天井とする。内外陣境の柱筋に格子の結界を設けて内陣と外陣を区画し、内外陣境の柱から来迎柱まで二本の大梁を掛けて内陣を広く造る。

創建時には四周に切目縁を廻らし二軒本繁垂木であったが、移築時に背面の切目縁を撤去し、背面軒を一軒本繁垂木に改変している。その他、向拝、妻飾り、小屋組、

軒裏、来迎柱筋の梁など江戸時代後期以降の改変が認められるが、中世の密教本堂の形式をよく伝えており、県内では希少な桃山期の寺院建築として重要である。

また、建立時期を示す棟札は、ヒノキ材で先尖の長方形を呈する。慶長六（一六〇一）年十二月に小早川秀秋が建立にかかわったことを示すとともに、岡山入府後間もなくのことであつたことから、宇喜多秀家期から始まっていた本工事を引き継いだと考えられる。

- 一 指定番号 有第三七〇号
- 二 種 別 重要文化財 彫刻
- 三 名称及び員数 木造千手観音菩薩坐像 一軀く
- 四 所 在 地 岡山市東区古都南方一二〇〇番地
- 五 所 有 者 宗教法人慈眼院
- 六 制作年代 乾元二（一三〇三）年
- 七 指定理由

慈眼院は、岡山市東区古都南方に所在する真言宗の寺院で、室山満願寺慈眼院と称する。元文二（一七三七）年に編纂された『備陽国誌』によると、天平年中の建立で、正和年中（一三一二～一三一六）に火災にあつたとされる。しかし、文和四（一三五五）年に本寺に移設された梵鐘、康正三（一四五七）年と大永八（一五二八）年の修理記録の残る仏涅槃図が確認されることから、火災以降も存続していたと考えられる。千手観音菩薩坐像は、ヒノキ製の一本割刳造で作られた、木肌の美しさを生かした素地像で、像高八三・〇センチメートルを測る。台座は後補である。彩色や漆箔等の痕跡はなく、全体に茶色を呈し、檀像風に仕上げられている。

頂上仏面は如来形で渦巻頭髪。頂上面は髻の左に狗牙上出面一、髻の右に瞋面一、地髪に狗牙上出面二、菩薩面三、瞋面二、大笑面一が植えつけられている。地髪部正面に立つ化仏立像はヒノキ製で彩色の状況から後補と考えられる。脇手は左右とも前中後三列とし、真手を入れる通形の四十二臂である。天冠台は列弁を二条の紐で約す。合掌手、宝鉢手の臂釧・腕釧も同様の意匠である。

本像は、胎内銘から乾元二（一三〇三）年奈良の仏師覚清三十五歳の作であることがわかり、彼の作品としては最古のものである。体軀や表情などの表現が若々しく力強く、覚清の充実期を思わせる作品である。彼の作品には、最古の年紀を有する摩多

羅神像として国の重要文化財に指定されている島根県清水寺の像（一三二九年制作）があるが、本作品はこれよりも古く、鎌倉時代の和様檀像の作例として特に貴重である。

- 一 指定番号 有第三七一号
- 二 種 別 重要文化財 彫刻
- 三 名称及び員数 木造男神坐像もくぞうだんしんざざう 一軀
- 四 所 在 地 岡山市北区後樂園一番五号 岡山県立博物館
- 五 所 有 者 宗教法人宇南寺
- 六 制作年代 平安時代後期（十一世紀）
- 七 指定理由

宇南寺は、真庭市美甘に所在する真言宗の寺院である。本堂は棟札から永正七（一五一〇）年の再建と考えられ、県重要文化財に指定されている。

男神坐像は、現在は本堂に安置されているが、かつては北方一五〇メートルに所在した八幡宮の御神体であったと伝わる。針葉樹製の一木造で、彫眼。現状では素木であるが、所々に白色下地が見られることから彩色像であった可能性が高い。総高五二・三センチメートルを測り、前面を向き、胸前で拱手して坐している。頭部は冠を被り、頭部を前に突き出し、面相は痩せ型で目は「U」字形に湾曲して、目尻を鋭く切り上げる。口は「へ」字形に堅く閉ざし、口唇両端に皺を刻み、顎を強く前面に突き出す。体部は背面を猫背風に若干丸め、襟の高い袍を着て拱手し、胸前で把笏する。腰には腰帶を巡らし、一端を背面で上から下へ差し込む。着衣背面及び両側面に梵字を書くが意味は不明である。

本像は、老相を顕著に示す男神像で、特に面相部に見られる強調した頬骨、「U」字形の眼孔で目尻を鋭く切り上げ、顎を長くして前面に突き出す一種特異な表現は神像彫刻として傑出するものである。また、袖の曲面の表現などからも十一世紀に遡ると考えられ、県内屈指のものであり、作例的にも貴重な彫刻である。

- 一 指定番号 有第三七二号
- 二 種 別 重要文化財 書跡・典籍
- 三 名称及び員数 古筆手鑑こひつてかがみ 「世々の友」よよとも 一帖じょう

四 所 在 地 岡山市北区丸の内二丁目七番一五号

五 所 有 者 一 般 財 団 法 人 林 原 美 術 館

六 制作年代 奈良時代～江戸時代

七 指定理由

著名な古筆の断簡を集めて折本装の帖に編集した手鑑は、室町時代末期から作られるようになり、桃山時代から江戸時代初期に盛行した。

本古筆手鑑は、「世々の友」と名付けられ、岡山藩主池田家に伝来したものであり、外箱の蓋表に「貴重 帖丁第九号」と墨書され、近代の池田家で使用された、「貴重品」の朱印が押捺された整理札が貼られている。著名な古筆の断簡を集めて折本装の帖に編集してあり、縦三八・八センチメートル、横三五・一センチメートル、厚さ一・一センチメートルを測る。

表表紙中央には「世々の友」、裏表紙には「筆のはな」と墨書された題箋がある。表面には「大聖武」をはじめ、「如意宝集切」「高野切」「中院切」「敦忠集切」「今城切」など九四葉が、裏面には「戸隠切」「二条切」「柏木切」「顕広切」「右衛門切」など一〇八葉の合計二〇二葉が貼り込められている。

県内に残る手鑑としては最も古いもので、奈良時代から江戸時代の古筆断簡が系統的に貼り込まれており、また名物切や資料的価値が高い切が多く含まれることから、古筆を研究する上で特に重要である。

一 指定番号 有第三七三號

二種別重要文化財書跡・典籍

三 名称及び員数 風葉和歌集拔書 四卷・一帖・二冊

1	番号
風葉集抜書	資料名
卷子装	形状
二巻	数量
縦二五・三 ×長一三〇 ○・八 縦二五・三 ×長一四四	法量(本紙、 センチメー トル)
寛文八 (一六六 八)年	制作年代
(株)林原 岡山市北区丸の内二 丁目七番一五号 林 原美術館	所有者 所在地

	2	3	4	5	6
	風葉和歌集抄	風葉和歌拔書	風葉和歌集抜	風葉和歌集抜	風葉和歌集抜
	卷子装	折本装	列帖装	卷子装	列帖装
	一卷	二帖	一冊	一卷	一冊
○・八	縦二六・七 ×長四九〇 ・〇	縦九・四× 横九・〇	縦一五・〇 ×横一四・ 三	縦二四・〇 ×長四四六 ・六	縦一九・〇 ×横一七・ 〇
	江戸前期	江戸前期	江戸前期	寛文七 (一六六 七)年	江戸前期
	(一財) 林原美術館 岡山市北区丸の内二 丁目七番一五号	(一財) 林原美術館 岡山市北区丸の内二 丁目七番一五号	(一財) 林原美術館 岡山市北区丸の内二 丁目七番一五号	(宗) 龍昌院 岡山市北区後楽園一 番五号 岡山県立博 物館	(一財) 倉敷山田コ レクション 倉敷市平田三六番地

四 指 定 理 由

「風葉和歌集」は鎌倉時代中期の私撰和歌集で、文永八（一二二一）年に成立した。平安時代以降に成立した約二〇〇種の物語から歌を抜き出し、形式・体裁を勅撰和歌集を模して全二〇巻が編纂されている。末尾二巻は現存していないが、巻一八までで約一四二〇首が収録されており、現存しない物語の名称や内容を知る上で貴重な資料となっている。

本抜書は「寛文七年丁未」「寛文八年正月日」「光政」などの銘があり、書体や装丁の状態から、もとは岡山藩主池田家に所蔵されていたと考えられる。伝本状況の良くない風葉和歌集の年代のわかる写本としては最古のものに相当し、重要である。

岡山藩主池田光政の直筆による「風葉和歌集抜書」については、『池田光政公伝』中に六点の記載があり、本資料群はこれらに該当するものである。寛文七、八年は光政が在府中であり、江戸での文芸活動として和歌集の写本を行っていたと考えられる。それぞれの抜書は装丁が異なり、写された歌も異なっていることから、その用途によ

って内容等を変えていたことがわかる。

本資料群は、全体として近世前期の大名による文芸活動の実際、及びその素養や思想などを考える上で学術的価値が高いものである。

- 一 指定番号 民第四八号
- 二 種 別 重要有形民俗文化財
- 三 名称及び員数 はらはま 八浜のだんじり 二基
- 四 所 在 地 玉野市八浜町八浜一八一、九八三
- 五 所 有 者 八浜壇尻奴保存会
- 六 制作年代 江戸時代末期～明治時代初期
- 七 指定理由

八浜八幡宮は玉野市八浜町に所在しており、池田家の尊崇が厚く、祭礼の際には藩主の代参として騎馬の鎧武者や奉幣使が派遣されていたとされる。大名行列風の御幸の様子は、藩の使者に対し町内から毛槍や挟箱を担ぐ奴役などを出して供揃えしていたことを背景としていたと思われる。明治時代になってからも秋の例大祭における神輿の渡御・還御に供奉する行列として華やかに執行され続け、現在も奴、挟箱、毛槍、神輿、太鼓、だんじり二基（囃子）など本格的な祭礼行列が維持されている。

だんじりはこの祭礼で使用される山車で、西と南のだんじり二基がある。いずれもケヤキ材を使用し、歴史物語にちなんだ彫刻は彩色豊かで、人物や動物などはガラス目が使われている。平成二六、二七年度に解体修理を行っているが、洗浄と補材による僅かな補修を行ったのみで原形をよく止めている。西のだんじり、南のだんじりともに県内各地のだんじりに比べて背が高く、囃子を奏でながら神輿の巡行に供奉する移動式の囃子台（＝檀尻）というだんじり本来の役割に徹しているのも古態を伝えていて好ましい。

西のだんじりは、全体に三国志と日本神話を題材にした精巧かつ丁寧な彫刻が施されている。彫刻の裏には文化七（一八一〇）年の銘や幕末から明治時代初期に大阪で活躍した彫物師「（前田）義次」の銘があり大阪との交流を示しており、彼の作品としては現在確認されているものの中で最西端の作例である。

南のだんじりは、西のだんじりよりも大きい。全体に施された彫刻の意匠は源平合戦に題材を求めており、「宇治川の先陣」「叢の梅」「逆艦問答」「扇の的」「鋳引き」

など名場面が描かれている。制作年代を示す記録はないが、作者として「邑久郡尻海井上幸治」の墨書があることから、彼が活躍した幕末から明治時代初期頃の制作と考えられる。

西のだんじりの彫刻は、県内で確認されている他地域のだんじりと比較しても古い。また、八幡社の神霊が遷移して町内の御旅所を巡行する神輿の後方に二基並び立つて供奉するだんじりの勇姿は祭礼行列の古態をよく伝えており、地域文化の発展及び民俗文化を継承していく上で必要不可欠である。

一 指 定 番 号 民第四九号

二 種 別 重要無形民俗文化財

三 名 称 松山踊りまつやまおど

四 保護団体の名称 松山踊り保存会

五 指 定 理 由

松山踊りは江戸時代前期から備中松山藩の城下町において伝承されている盆踊りである。踊りの種類は、「地踊り」「仕組踊り」「ヤトサ」で構成され、それぞれに対応した音頭が唄われている。

「地踊り」は、慶安元（一六四八）年に備中松山藩主水谷勝隆が五穀豊穡と町屋繁栄を祈って、八幡神社の秋祭りとして始めたといわれ、城下町の整備・発展とともに商家町に広がり、盂蘭盆の行事として定着していったと考えられる。「仕組踊り」は、延享元（一七四四）年以降、藩士の子弟による尚武の踊りとして始まったとされる。明治四（一八七二）年の廃藩置県を機に一時途絶えたが、同十（一八七七）年頃に復活し、時代の世相を反映した題材を演じ、多様化していった。

一方、「ヤトサ」は、かつて「成羽踊り」又は「竹荘踊り」と言われ、旧川上・上房郡内に伝わっていた踊りであるが、平易な旋律、軽快なリズムで人気が高まり、昭和初期以降に高梁で踊られるようになったとされる。

松山踊りは、江戸時代以降、城下町の整備・発展を背景として姿を変えながら、現在まで伝統的な芸能として踊り継がれている歴史的価値の高いものである。

一 指 定 番 号 記第一一五号

二 種 別 天然記念物

三名 称 ウスイロヒヨウモンモドキ生息地
所在地の地番、地積及び地目

地 番 苫田郡鏡野町上齋原字恩原二〇四〇番地七

地 積 合 計 一〇八、八〇六平方メートル

地 目 山林

五 所 有 者 鏡野町上齋原財産区

六 指 定 理 由

ウスイロヒヨウモンモドキは、チョウ目タテハチョウ科のチョウの一種で、国内の自然状態で生息している場所は、平成二九（二〇一七）年段階で本県のみで確認されている。生息には農地周辺、採草地や放牧地などの人為的に維持された草原が不可欠であり、成虫になる六月から七月の時期に、吸蜜植物であるオカトラノオや、幼虫の餌となるオミナエシ科カノコソウ、オミナエシなどが生育する草原環境を維持する必要がある。

鏡野町上齋原地区は、岡山県内に残る貴重な生息地で、大部分は山林と草原で構成されている。行政、地元グループによる定期的な草刈等の実施により、産卵及び生息しやすい環境整備が行われている。

国内に生息するウスイロヒヨウモンモドキは、中国及び朝鮮半島産と同じ種であることから、大陸との歴史的つながりを示す重要な動物種である。また環境省のレッドデータブックで絶滅危惧種ⅠＡ類に指定されており、ごく近い将来、野生では絶滅する危険性が極めて高いものの一つであることから、生息地の保護はきわめて重要である。